

大型連休について



もうすぐゴールデンウィークです。事務所としては連休の合間も含めて休暇をいただきますが、私自身は何日か出社することになりそうです。ゴールデンウィークに限らず、休日出勤はほとんど電話がならず、とても仕事が捗るのですが、新たな仕事を受任することはほとんどないので、そのへんが悩ましいところです。

ところで、今年のゴールデンウィークは、出身高校において在校生と父兄の前でちょっとお話をさせてもらうことになりました（押しつけられました）。テーマは、「高校時代に学んだこと」です。とてもザックリしたテーマで困っています。高校卒業から20年近くも経っているので、正直どんなことを学んだかよく覚えていませんが、もう一人の講演者である同期の野球部キャプテンよりも多くの笑いを取れるよう頑張る所存です。

事件記録の謄写

訴訟の当事者や利害関係人は事件記録を閲覧謄写できます。

裁判所の窓口で事件番号を伝え、備え付けの申請書に必要事項を記入すれば事件記録が貸し出されます。その際、当事者や利害関係人であることがわかる資料を提示することになります。

謄写をする場合には、裁判所にあるプリンターを使用します。ちょっと割高で白黒1枚20円程度です。持ち出し禁止なので、ちょっと近くのコンビニで…ということもできません。

取扱い事件のこと ～相手方が行方不明の場合

紛争の当事者の一人が行方不明になっている場合があります。諦めればすむ場合もありますが、行方不明の人を放っておけない場合もあります。例えば、抵当権が付いている不動産を売却したい場合、抵当権の登記を抹消してからでないと買い手がつきません。借金の完済や消滅時効などの理由で被担保債権が消滅しているのに、抵当権設定者が行方不明というような場合です。

このような場合には、訴状に行方不明者の最後の住所を記載して訴訟提起をします。裁判所は、一応、この住所に訴状を送ろうと試みますが、当然、郵便物は戻ってきてしまいます。

そうすると、今度は、裁判所から所在調査をするように指示されます。現地調査をして上申書を作成・提出します。そうすると、「公示送達」といって行方不明者に郵便が届いたとみなす制度を利用することができます。

相手方の住所が昔の古い住所の場合には、役所に問い合わせたりしますが、地元の図書館で昔の地図を調べたりすることも有効です。

眞鍋・大関法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒301-0032 茨城県龍ケ崎市佐貫 1-15-3 藤田ビル

TEL 0297-85-3535 FAX 0297-85-3536

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成 13 年 早稲田大学商学部 卒業

平成 18 年 司法研修所入所

平成 19 年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

茨城県弁護士会へ登録換え

平成 23 年 眞鍋・大関法律事務所 開設